

くまっと360°あなたに寄り添い

がん治療に希望と選択肢を。

ネオdeがんちりょう

がん保険

商品概要書

2026年4月版

<無解約返戻金型終身がん保険>

■商品の特長

特長
①

がんの治療を受けた月ごとの保障とまとまった一時金の保障があり、**上皮内がん**も対象です。

必要に応じて、これらの保障を選択または組み合わせることができます。

特長
②

がんの治療を目的として、**自由診療**や**評価療養**(**先進医療を除く**)による**所定の療養**を受けたときに、**所定の療養**にかかる費用と同額の**がん自由診療給付金**をお支払いします。

がん自由診療特約(終身がん保険用)の付加が必要です。

特長
③

たばこを吸っていない方は保険料が安くなります!

過去1年以内にたばこを吸っていない方は非喫煙者保険料率が適用され、たばこを吸っている方に比べて保険料が安くなります。「喫煙状況」をお申込みの際に告知いただきます。

■商品の仕組図(イメージ)



このマーク付きの保障は、非喫煙者保険料率適用の場合、保険料が安くなります。

主な保障内容		保険期間
主契約(選べる3つの給付金)	① がん治療給付金	終身
	② がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	
	③ がん診断給付金	

5パターンの中から組み合わせから選べます。
※①+②、①+②+③の組み合わせはできません。

① ② ③ ①+③ ②+③

上皮内がんも保障

特約	がん入院特約 (終身がん保険用)	がんで入院をしたとき	終身
	がん通院特約 (終身がん保険用)	がんで通院をしたとき	終身
	がん女性特定手術・乳房再建保障特約 (終身がん保険用)	女性特有のがんによる手術・乳房再建手術を受けたとき	終身
	がん先進医療・患者申出療養特約 (終身がん保険用)	がんで先進医療・患者申出療養による療養を受けたとき	10年*1更新
	がん自由診療特約 (終身がん保険用)	がんでの所定の自由診療または評価療養(先進医療を除く)による入院または通院したとき	5年*2更新
	がん保険料払込免除特約 (終身がん保険用)	初めてがんと診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みは不要になり保障は継続	終身

さらに... **ご契約から保障が開始するまでの3か月間の保険料は不要です*3**

*1 契約年齢および更新時の被保険者の年齢が81歳以上の場合は終身となります。

*2 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(5年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が86歳以上89歳以下となる場合は、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となる短期の保険期間に変更して更新します。被保険者の年齢が90歳に到達した場合、その後の更新を取り扱いません。

*3 この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。ご契約から保障が開始するまでの3か月間の保険料は不要ですが、保険料を割り引いているものではありません。

■主な保障内容(主契約・特約)

主契約・特約	給付金等の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
主契約 (※1)	①がん治療給付金	がんの治療を目的として、【手術】・【放射線治療】・【抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)】・【先進医療・患者申出療養による療養】を受けたとき	月に1回 通算回数 無制限	がん治療 給付金額
	がん緩和ケア保障特則	がんの痛みをやわらげる治療のために、入院または通院をしたとき または在宅療養を受けたとき		
	がん治療自費診療 上乘せ給付特則	対象となる公的医療保険適用外の治療(自費診療)を受けたとき	月に1回 通算回数24回	がん治療給付金額 ×1または×2
	②がん放射線 治療・抗がん剤 治療給付金	がんの治療を目的として、【放射線治療】・【抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)】・【先進医療・患者申出療養による療養(放射線治療・抗がん剤治療に限る)】を受けたとき	月に1回 通算回数 無制限	がん放射線治療・ 抗がん剤治療 給付金額
	がん緩和ケア 保障特則	がんの痛みをやわらげる治療のために、入院または通院をしたとき または在宅療養を受けたとき		
	がん放射線治療・ 抗がん剤治療自費 診療上乘せ給付特則	対象となる公的医療保険適用外の治療(自費診療)を受けたとき	月に1回 通算回数24回	がん放射線治療・ 抗がん剤治療 給付金額 ×1または×2
	③がん診断 給付金	(初回) 初めてがんと医師により診断確定されたとき (2回目以降) がんの治療を目的として入院または通院(※2)をしたとき	1年に1回 通算回数 無制限	がん診断 給付金額
特約	がん先進医療・ 患者申出療養特約 (終身がん保険用)	がん先進医療 給付金 がんの治療を目的として先進医療による療養(※3)を受けたとき がん患者申出 療養給付金 がんの治療を目的として患者申出療養による療養(※3)を受けたとき	通算 2,000万円	技術料と同額
	がん自由診療特約 (終身がん保険用)	がん自由診療 給付金 がんの治療のために自由診療や評価療養(先進医療を除く) による所定の療養(※4)を受けたとき	通算 1億円	療養にかかる 費用と同額

(※1)ご契約時に①のみ、②のみ、③のみ、①+③、②+③の5パターンを組み合わせてからお選びいただけます。①と②を組み合わせることや、①②③のすべてを組み合わせることはできません。

(※2)右記のいずれかを伴う通院(手術、放射線治療、抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)、先進医療、患者申出療養)

(※3)(※4)先進医療、患者申出療養および所定の療養については「商品パンフレット」等をご確認ください。

●上記以外の特約・特則の内容、支払事由の詳細、給付金をお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件などについては、「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」にて必ずご確認ください。

■主なお取扱い

契約年齢	0歳～85歳(満年齢)	
保険期間	終身 【がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用):10年更新(※5)】 【がん自由診療特約(終身がん保険用):5年更新(※6)】	
保険料払込期間	終身払、60歳払済・65歳払済・70歳払済・75歳払済・80歳払済、3年払済・5年払済・10年払済 (60歳払済・65歳払済・70歳払済・75歳払済・80歳払済の場合はご契約より払込期間満了まで5年以上が必要)	
契約者配当金	ありません	
解約返戻金	保険料払込期間中	ありません
	保険料払込期間 満了後(有期払)	つぎの金額の合計額と同額の解約返戻金があります。 ●がん治療給付金額の50%と同額 ●がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額の50%と同額 ●がん診断給付金額の5%と同額

(※5)がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)の更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。

(※6)がん自由診療特約(終身がん保険用)の更新後の保険期間は、更新前の保険期間(5年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が86歳以上89歳以下となる場合は、更新後のご契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となる短期の保険期間に変更して更新します。被保険者の年齢が90歳に到達した場合、その後の更新を取り扱いません。

(※5)(※6)更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。

■ご留意事項

- ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。
- お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 責任開始期(責任開始期の基準日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日)前にかん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合は、ご契約は無効になります。この場合、給付金のお受け取りや保険料払込の免除はできません。

金融機関を募集代理店としてご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

●本商品は当社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

●本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

[募集代理店]

神奈川県民共済生活協同組合
保険代理事業室
〒231-8418
神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル
TEL.0120-371622

<資料請求サイト>

<https://www.kenminkyosai.or.jp/contact/insurance-agent/choice.php>

[引受保険会社]

第一ネオ生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>